

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の解除（2件） （治山林道課）	1
○道路の区域変更 （道路課）	1
○道路の供用開始（4件） （ 〃 ）	1
○自動車専用道路の指定区域の変更 （ 〃 ）	2
落札公告	
○落札者等の公告 （教育委員会 事務局教育 政策課）	2

告 示

高知県告示第728号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐清水市窪津字下灘江見山1710の551
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第729号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐清水市窪津字下灘江見山1710の551
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 田村高須
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市介良字松尾乙 2番3から 高知市介良字妹背山 乙3832番4まで	前	12.0 21.0	351
	後	12.0 21.0	

高知県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町小川新別字東 野嶽1615番1地先から 吾川郡いの町小川柳野字コ イカド27番1まで	660	平成24年12月10日

高知県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 奈比賀川北
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市奈比賀字西ノ内201番から 安芸市奈比賀字ゴミノ上 180番11まで	288	平成24年12月7日

高知県告示第733号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 日ノ御子土佐山田
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市土佐山田町佐竹字中 野22番1から 香美市土佐山田町佐竹字 イノ石17番1まで	280	平成24年12月7日

高知県告示第734号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 田村高須
- 道路の区域

供用開始区間	延 長	供用開始年月日
--------	-----	---------

	(メートル)	
高知市介良字松尾乙2番3 から 高知市介良字妹背山乙3832 番4まで	351	平成24年12月7 日

高知県告示第735号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第2項の規定に基づき、自動車専用道路として指定する区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四万十町東インター
- 3 自動車専用道路の区域

指 定 区 間	変更前 後の別	延 長 (メートル)	指定年月日
高岡郡四万十町影野字 薮ヶ谷山716番7から 高岡郡四万十町影野字 岡屋敷557番1まで	前	380	平成24年12 月7日
高岡郡四万十町影野字 薮ヶ谷山716番3から 高岡郡四万十町影野字 岡屋敷557番1まで	後	522	

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成24年12月7日

高知県教育長 中澤 卓史

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
新高知県教育情報通信ネットワークシステム整備委託業務一式

- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年10月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社S T N e t 香川県高松市春日町1735番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
121,380,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式による随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため